

広島県教育委員会教育長告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二十一日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
株式会社西日本ファシリティー	福山市東深津町七丁目一五番二号	令和七年三月三十一日	広島県立歴史民俗資料館入館料	令和七年四月一日（令和七年四月一日より令和一〇年三月三十一日）
有限会社マツウラ	福山市光南町一丁目五番一六号	令和七年三月三十一日	広島県立歴史博物館入館料	令和七年四月一日（令和七年四月一日より令和一〇年三月三十一日）